

## 西区役所庁舎屋内広告掲載業務（屋内モニター）公募要領

### 1 趣旨

当業務は、広告事業の実施による一般財源の増収、番号案内表示システム及びWEB表示システムの導入による市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 対象物件及び業務内容

堺市西区役所

堺市西区鳳東町6丁600番地

#### (1) 広告モニター設置箇所

別紙 図面内番号	掲載場所	掲載枠規格
①	1階市民課待合	42インチ以上の液晶モニター
②	1階市民課カウンター上	32インチ以上の液晶モニター
③	1階保険年金課待合1	32インチ以上の液晶モニター
④	1階保険年金課待合2	32インチ以上の液晶モニター
⑤	1階EVホール	32インチ以上の液晶モニター
⑥	3階地域福祉課待合	32インチ以上の液晶モニター
⑦	1階玄関ホール	42インチ以上の液晶モニター
⑧	1階玄関ホール	42インチ以上の液晶モニター

#### (2) 区役所利用者数（件数）【参考】

①市民課	7,927件（令和4年6月）
②保険年金課	4,436件（令和4年6月）
③市税の窓口	1,260件（令和4年6月）
④地域福祉課	2,340件（令和4年6月）
⑤西文化会館	3,858人（令和4年6月）
⑥西老人福祉センター	2,727人（令和4年6月）
⑦西区役所職員数	248人（令和4年4月現在）

(3) 開庁時間

別紙図面内番号①～④、⑥：平日 午前9時～午後5時30分

別紙図面内番号⑤、⑦、⑧：全日 午前9時～午後10時

(4) 業務内容

別紙仕様書参照

3 申請

(1) 日程

公告（公募開始、現地調査含）	令和5年1月20日（金）
現地確認、質疑締切日	令和5年1月27日（金）
質疑回答日	令和5年2月3日（金）
申請締切日	令和5年2月10日（金）
広告掲載料提案書開封日	令和5年2月17日（金）
行政財産目的外使用許可申請の手続き期限	令和5年3月10日（金）
行政財産目的外使用料及び広告掲載料支払い期限	令和5年3月31日（金）
行政財産目的外使用許可の開始	令和5年4月1日（土）

(2) 書類提出方法

公告の日から令和5年2月10日（金）までに申請書類（下記（5））を堺市西区ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/nishi/index.html>）よりダウンロードし、担当課まで直接持参、又は郵送すること。FAX 及び電子メールによる申請は受け付けない。

(3) 担当課

西区役所企画総務課

住所 堺市西区鳳東町6丁600番地  
堺市西区役所4階

担当者 坂田、米田（さかた、こめだ）

受付時間 午前9時00分～正午、午後0時45分～午後5時00分まで（土曜日、日曜日を除く。）

電話番号 072-275-1901

FAX 072-275-1915

Eメール [nishikiso@city.sakai.lg.jp](mailto:nishikiso@city.sakai.lg.jp)

(4) 現地確認

現地確認は和5年1月20日（金）から令和5年1月27日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の期間とする。現地確認を希望する場合は、前営業日までに担当課に電話で申し込むこと。

(5) 申請書類

下記のすべての書類を1部提出すること。申請書類の返却は行わない。なお、申請書類に記載の個人情報等は審査等決定に至るまでの事務に使用するものとし、資格要件確認のための警察当局への照会を除き、正当な理由なく他人に知らせ、または他の目的に使用することはない。

区分	必要書類
1	<p>堺市西区役所庁舎広告掲載申請書（様式1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書その他提出書類に押印する印影は、法務局発行の印鑑証明書と同一でなければならない。また、堺市登録事業者の場合は、使用印鑑届印を押印してください。</li> <li>・「履歴(現在)事項全部証明書」に複数の代表者が記載されている法人にあっては、本件申請に係る権限がある代表者を申請者欄に記入し、その代表者印を押印すること。</li> </ul>
2	<p>履歴(現在)事項全部証明書</p> <p>書類提出時点で発行後3か月以内のものに限る。</p>
3	<p>印鑑証明書</p> <p>書類提出時点で発行後3か月以内のものに限る。</p>
4	<p>事業者の概要</p> <p>事業経歴、本社・事業所の所在地、従業員数、広告取扱・掲載実績は必須事項。パンフレット可。</p>
5	<p>誓約書（様式2）</p> <p>堺市調達課委託業者名簿登録者【様式2-1】 堺市調達課委託業者名簿未登録者【様式2-2】</p> <p>※住所欄は、勤務先の所在地ではなく、役員各々の住民登録地（住民票記載の住所）を記入すること。</p>
6	<p>国税の納税証明書（その3の3）</p> <p>「法人税」、「所得税」、「消費税及び地方消費税」の未納税額がないことの証明用。書類提出時点で発行後1か月以内のものに限る。</p>
7	<p>堺市税納付状況確認同意書（様式3）</p> <p>市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税がある。</p>
8	<p>広告掲載料提案書（様式4）</p> <p>提案書には年額【消費税及び地方消費税を除く】を記載すること。</p>
9	<p>広告図案、文面及びその説明書（様式は任意）</p> <p>イメージ、絵コンテ等でも可。</p>
10	<p>番号表示システム提案書（様式は任意）</p> <p>モニターの特徴、イメージ、機能等。</p>

※広告取扱事業者が堺市登録業者の場合は、区分②③⑥⑦の書類の提出は不要。

#### 4 資格要件

広告取扱事業者になろうとする者（法人に限る。）は、下記各号に該当する者とする。庁舎広告掲載申請及び許可期間中であっても、下記各号のいずれかに該当しなくなると認められた場合、それぞれ申請の受付及び許可は取り消されるものとする。庁舎内広告として掲載する広告を広告取扱事業者に提供する者（以下「広告主」という。）も同様とし、（第8号、第9号及び第10号を除く。）この取消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償しない。

- (1) 本件が行政財産目的外使用許可（以下「許可」という。）に該当する案件（行政処分）であることを認識し、堺市広告掲載基準をはじめとする関係法令を遵守できること。また、その誓約書を提出できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しないこと。
- (3) 本市入札事務に関して入札参加停止または入札参加回避を受けていない者。
- (4) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (8) 自らが設置し、継続して運営する資力、能力を有すること。
- (9) 掲載広告について、広告取扱事業者が外部機関等において、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (10) 各種緊急時の対応を速やかに行えるよう市内若しくは近隣に支社・支店・営業所があること。

#### 5 欠格要件

広告取扱事業者が下記各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いず許可を取り消すものとする。広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合（第2号、第3号及び第8号を除く。）広告取扱事業者は広告主の変更を行うこと。なお、この取消しによる製作費用その他一切の費用については、事業主がすべてをまかなうものとし、本市は補償しない。

- (1) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）又は市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税）の滞納がある場合。

- (2) 指定された期日までに行政財産目的外使用料（以下「目的外使用料」という。）、光熱費、広告掲載料及びその他徴収金を納入しない場合。
- (3) 使用上の義務違反又は不法行為があったとき。
- (4) 事業内容、資力及び信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう等により、広告取扱事業者又は広告主としてふさわしくないと本市が判断した場合。
- (6) 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、若しくは受けたとき。
- (7) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (8) 許可の条件に違反があると認められるとき。

## 6 最低広告掲載料

¥100,000円（年額、消費税及び地方消費税を除く）

## 7 質問

本件に関する質問は、質問票【様式5】を使用し、電子メール又はFAXにより担当課宛てに令和5年1月27日（金）までに送信するとともに、送信の旨を連絡ください。直接持参や電話での質問は不可とする。

回答は、令和5年2月3日（金）までに堺市西区ホームページで掲載し、申請者に直接回答はしない。

## 8 広告取扱事業者の決定に至るまで

### (1) 選定方法等

- ア 提出された応募書類及び資格の審査を行う。
- イ 選定方法は、最低広告掲載料（年額）以上、かつ応募者の提案した広告掲載料の高い順に選定予定者の順位を決定する。
- ウ 選定予定者の順位を決定するにあたり、同額の広告掲載料を提案した応募者が2者以上あるときは、直ちに当該応募者又は当該応募者から開封に関する一切の権限を委任された者によるくじ引きを行う。この場合において、当該応募者のうち、開封場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引く。
- エ 選考予定者の順位決定後、資格を満たし、かつ最高の貸付料を提案した応募者をもって、**広告取扱予定業者に決定し、その旨を通知する。**
- オ 広告取扱予定事業者は、本市と覚書を締結することにより正式に広告取扱事業者となる。

(2) 広告取扱予定事業者の選定通知及び公表

広告取扱予定事業者は令和5年2月中旬までに決定し、堺市西区ホームページで公表予定とし、結果の申請者への通知は行わない。また、結果に関する質問は認められない。

9 広告掲載料提案書の開封

(1) 開封日時

令和5年2月17日(金) 午前10時

(2) 開封場所

堺市西区鳳東町6丁600番地

堺市西区役所 地下会議室

(3) 開封への参加

ア 応募者(代理人を含む。)の開封場所への入室は、1者1名とする。入室にあたっては、①申請書のコピー及び②身分証明書(社員証・運転免許証等)を受付で提示すること。また、代理人が開封に参加する場合は、前記①②に加え、必ず応募者からの委任状(様式7)を受付に提出すること。なお、開封への参加の有無は、広告取扱事業者の決定に一切影響しない。

イ 応募者以外は、開封場所への立入りはできない。

ウ 応募者が開封に立ち会わないときは、当該事務に関係のない本市職員を立ち会わせる。

(4) 開封結果の公表内容

開封結果は、選定予定者第1位から第3位までの受付番号、商号又は名称(氏名)と広告掲載料を公表する。

(5) 選定予定者第1位が不参加の場合

選定予定者第1位の応募者が開封に参加していないときは、開封の当日に通知する。

10 契約の主な条件

(1) 使用形態

本件の形態は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく許可(以下「使用許可」という。)となります。

(2) 使用許可期間

別紙仕様書参照

(3) 行政財産目的外使用料

堺市行政財産の目的外使用に関する条例第3条の規定に基づき算出。本市の条例・規則の改定に基づき使用料を変更する場合があります。

①モニターの水平投影面積1平方メートルにつき

【参考】令和4年度 年額 17,951円

②通信ケーブル等配線敷設1メートルにつき

【参考】令和4年度 年額 14円

(西区役所の土地・建物評価額が変更された場合、上記金額も変更する)

(4) 光熱費

個別メーター等を設置する場合は当該数値により、設置されない場合は定格電力と稼働時間数に基づき積算し、別途、請求する。

(5) 広告掲載料

①広告掲載料については、提案掲載料(年額)に消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

②設置期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、提案掲載料に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

(6) 上記(3)～(5)について、既納分の返還は行わない。ただし、(3)と(5)については、本市において公用又は公共用に供するため許可を取り消し又は変更し、もしくは広告取扱事業者の責めに帰することのできない理由により当該区分の使用を開始又は継続できないときは、この限りでない。

(7) 広告モニター等の設置及び返還

設置に際して電源や通信線等の敷設が必要な場合は、施工予定図を本市に提出し、了解を得た上で広告取扱事業者の費用負担にて施工できるものとする。

また、広告掲載期間満了の際は、すべて原状回復した後に返還するものとする。ただし、本市がその必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

## 1.1 注意事項

(1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第6条第1項に基づく公開請求又は市議会から要請を受けたときは、広告取扱事業者は本市への協力を努めるものとする。

(2) その他本市において、必要があると認めるときは、広告取扱事業者に対して資料の提出又は報告を求めることができるものとする。

(3) 広告取扱事業者は、善良な管理者としての注意をもって対象物件の維持保全(清潔状態の維持等)に努めること。また、来庁者等から苦情、要望があった場合の対応等は自己の責任において速やかに解決すること。

(4) 対象物件の構造や管理の不備に起因する事故により第三者が損害を被った場合は、広告取扱事業者は自らの責任で処理するものとし、本市は一切その責任を負わない。

(5) 申請書類のほか、本市が追加書類の提出を求めた場合は、その求めに応じて書類を提出すること。

## 1 2 広告主の決定

広告取扱事業者は、広告内容の当該原案及び広告主の誓約書【様式6】を掲載日、放映日に支障がでないよう事前に本市に提出すること。堺市広告掲載基準等の関係規定に基づく審査の結果、適合している場合のみ決定通知書により通知する。

## 1 3 許可の取り消し

許可期間中に当該区分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき又は、当該許可の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに使用許可を取り消すものとする。

## 1 4 広告内容の変更

広告内容を変更しようとするときは、当該原案及び、広告主の誓約書【様式6】を本市に提出し、承認を得ること。

## 1 5 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しないものとする。不採用となった場合には、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、堺市情報公開条例第6条1項に基づく公開請求があった場合、原則として公開するものとする。

ただし、技術上の情報等で、公開することにより事業活動が損なわれると判断されるような場合には、広告取扱事業者と協議の上、非公開とすることがあるものとする。

- (2) 本業務は、この要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、堺市財産規則、堺市契約規則、その他関係法令等の定めるところによるものとする。